

令和6年度 住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（こども加算）(2万円)のご案内

- 令和6年度 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（こども加算）は、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）を扶養している令和6年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- この案内が届いた世帯は、下記手続きを確認し、確認書の提出をしてください。（期限までに提出されない場合は給付金を受け取れませんので、御注意ください。）

給付金の支給額

児童1人あたり2万円

給付金の支給時期

御前崎市が申請書を受理した日から
3週間後が目安です。

給付手続き

【加算対象となる児童の範囲】

本給付金の支給対象となる住民税非課税世帯のうち、基準日（令和6年12月13日）時点において同一世帯となっている18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）。※以下に該当する場合は、別途申請いただくことで対象となる場合がありますので、臨時給付金専用ダイヤルにお問合せください。

- ①令和6年12月14日以降に生まれた新生児がいる世帯
- ②扶養している児童が別世帯にいる場合

- ・世帯の中に一人でも住民税課税者がいる。
- ・世帯員全員が令和6年度住民税課税者の税法上扶養を受けていた。
- ・既に他の市区町村で同制度によるこども加算給付金（2万円／児童1人あたり）を受給済み。
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方。



対象外



確認書の提出

提出期限：令和7年5月30日（金）

- 返信用封筒に確認書を同封し、ポストに投函してください。



【問い合わせ】御前崎市福祉課 臨時給付金専用ダイヤル

☎0537-29-5157（平日 8:15～17:00）

